

企画調整室からの
お知らせ

■新島村定住化対策
事業交付金

企画調整室では、平成28年4月1日から、村内空き家を利用した移住・定住促進のための改修・除却・伐開費用の一部を助成する「新島村定住化対策事業交付金」を新設しました。
ぜひご利用ください。

▼対象事業

- ① 空き家の改修等
- ② 空き家の除却
- ③ 空き地の伐開

▼対象者

- 村内空き家・空き地の所有者
- 新島村空き家バンクから家屋または土地を購入、または賃借した方。
- 納付すべき村税などの滞納がない方。

▼対象物件

○ 新島村空き家バンクに登録されている物件、または登録されていた物件。
○ 交付金の申請年度内に改修などが完了する物件。

▼交付金の交付率および交付金額上限

- 【空き家の改修等】
交付率50%・上限100万円
- 【空き家の除却】
交付率50%・上限100万円
- 【空き地の伐開】
交付率50%・上限50万円

▼貸したい・売りたい家や土地をお持ちの方、こんなお悩みはありませんか？

① 貸しても良い家があるけど、水回りをリフォームしてからでないと、人に貸せない！



この交付金を使って、リフォームした後、空き家バンクで利用希望者を探しましょう！

② 売っても良い土地と家があるけど、家が古すぎて取り壊さないと使えない！



この交付金を使って、古い家を壊し、更地にしてから空き家バンクで利用希望者を探しましょう！



この交付金を使って、業者さんに草の伐採を依頼し、きれいにした後、空き家バンクで利用希望者を探しましょう！



④ 貸したい、売りたい家や土地があるけど、自分でリフォームするのが面倒！借りた人、買った人がリフォームしてくれれば貸したり売ったりしても良いな…。



とりあえず空き家バンクに登録して、利用希望者が出てくるのを待ちましょう！利用希望者との賃貸契約もしくは売買契約を行った後、契約した利用希望者

がこの交付金を使って、リフォームすることも可能です！

▼申請〜工事終了〜実績報告までの流れ

- ① 企画調整室、または新島村ホームページから申請書類一式をお取り寄せ下さい。
- ③ 申請書類一式を揃え、企画調整室にご提出下さい。
- ③ 村から交付決定が出たら、改修・除却・伐開を業者さんに依頼してください。
- ④ 工事などが終わったら、実績報告用の書類一式を揃え、企画調整室へご提出ください。
- ⑤ 村から完了書類が届いたら、終了です。

※その他、詳しくは新島村ホームページをご覧ください。お問い合せください。

【申請・問い合わせ】

役場 企画調整室
定住化対策事業交付金担当
☎(5)0204 (内線203)

■新島村
空き家バンクについて

村では、地域活性化を目指し、地域住民または定住希望者が活用できる空き家を探しております。

新島村指定不動産業者制度を導入したことにより、空き家所有者の皆様の意向(定期借家・管理等)にあった契約が可能になります。新島村活性化のための皆様のご協力をお願いいたします。

空き家・空き地(店舗・民宿も可)の相談について、随時受け付けておりますので、お気軽に企画調整室までご相談ください。



給与支払報告書の提出には eLTAXをご利用ください。

eLTAXとは？

地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXで申告するメリット

手続きは自宅や
オフィスから

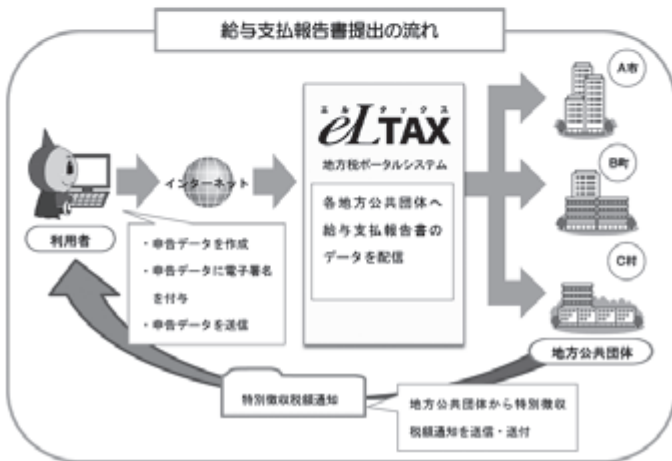
複数の地方公共
団体へまとめて
一度に送信

eLTAXの
サービスは無料

eLTAXで電子申告を利用する場合に必要な準備

利用届出(新規)を行い、利用者IDと暗証番号を取得します。

eLTAX対応ソフトウェアを取得します。



税政係からのお知らせ

法人・個人事業主の方へ

芝税務署による年末調整等説明会を行います。
年末調整をしない場合でも、給与の支払額が50万円を超える場合は、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出することになっていきます。支払額に関係なく、給与の支払いを受ける人には

源泉徴収票を交付し、市区町村には「給与支払報告書」を提出しなければなりません。またマイナンバー制度開始に伴う年末調整事務など、ご質問がある方はぜひこの機会にご来場ください。
【日時】平成28年11月30日(水)
午後1時30分～4時
【場所】住民センター3階研修教室

【問い合わせ】
企画財政課税政係
☎(5)0241(直通)

eLTAXの利用時間	8:30～24:00 (土日祝日、年末年始12/29～1/3は除く。)
詳しい情報は、ホームページをご覧ください。	http://www.eltax.jp/
電話によるお問い合わせは 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始12/29～1/3は除く。)	ハイリック 0570-081459 (ヘルプデスク) 03-5500-7010 (上記の番号がつかない場合は除く。)

五島をつなぐ ～支庁の窓～

No.30



大島支庁港湾課では、大島、利島、新島、式根島、神津島の各港、空港において、安全性や利便性を高めるための工事を行っています。
今回は、若郷漁港で行った突堤工事を紹介します。新島では通常、高速船や貨物船は新島港に着岸します。しかし波浪の状況などにより新島港への接岸が難しい場合、接岸方向が異なる若郷漁港へ着岸します。このように支庁では船が問題なく接岸できるように努めています。そのため、沖合で波が高い場合でも、若郷漁港内の影響を小さくするために突堤を設けました。今後、若郷漁港への御理解と御協力のほど、よろしくお願ひします。

島外高校生のホームステイ先を募集します

島しよの高校（大島海洋国際高校を除く。）は、在籍生徒数が定員を下回る状況が続いており、生徒同士が切磋琢磨する環境が生まれにくいなどの課題が生じています。現在、島しよ以外の都内に居住する生徒（以下「島外生徒」という。）が島しよの高校への入学を希望する場合には、応募資格要件として、当該高校が所在する島しよ町村への一家転住等が原則となっており、島外生徒が島しよの高校を希望しても、単身で島しよに居住し島しよの高校に進学することができない仕組みになっています。そのため島しよの高校を活性化させるためには、島外生徒が島しよの高校に進学することを可能とするための仕組みが必要です。そこで東京都教育委員会では、平成28年度よりホームステイ方式による島外生徒の受け入れを制度化し、都立神津高等学校が受け入れを開始しました。

つきましては新島村においても、ホームステイ先を募集しています。島外生徒をホームステイで受け入れていただける方、あるいは検討していただける方や仕組みを知りたい方は、都立新島高等学校または新島村教育委員会までお問い合わせください。

（東京都教育委員会）
【問い合わせ】
 都立新島高校 ☎(5)0091
 教育委員会 ☎(5)0203



医療従事者の皆さんへ

医師法等により12月31日現在の届け出が必要です。医師・歯科医師・薬剤師は届出票を、保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は業務

従事者届を提出して下さい。届出用紙は都内の保健所にあります。

【締切】
 1月16日（月）

【提出先】 保健所

【問い合わせ】

福祉保健局医療人材課
 ☎03（5320）4434
 業務課（薬剤師のみ）
 ☎03（5320）4503

調理師の皆様へ

■今年も調理師業務従事者届の該当年です

調理師法により、都内で調理業務に従事している調理師免許取得者は、12月31日現在の就業場所等の届出が必要です。届出用紙や届出先の詳細は都内保健所窓口か東京都福祉保健局ホームページで。

【締切】

1月15日（日）

【問い合わせ】

東京都福祉保健局
 健康安全全部健康安全課
 ☎03（5320）4358
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>

日本遺族会から参加者の募集

■戦没者遺児による慰霊友好親善事業

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。同事業は厚生労働省から補助を受け実施しております。

先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。今回参加される方は、前回の参加から5年が経過している事が条件です。

日程、申込締切日や実施地域等の詳細は日本遺族会事務局までお問い合わせ下さい。

【参加費】

10万円

【問い合わせ】

日本遺族会事務局
 ☎03（3261）5521

女性の人権ホットライン

■ひとりで悩まず、電話してください

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施する。

【期間】

平成28年11月14日（月）から同月20日（日）までの7日間

【時間】

◆月曜日～金曜日
 午前8時30分から午後7時まで
 ◆土曜日・日曜日
 午前10時から午後5時まで

【開設場所】

東京法務局人権擁護部
 『女性の人権ホットライン』
 ☎0570（070）810
 （全国共通番号）

【電話相談担当者】

人権擁護委員及び東京法務局職員

【問い合わせ】

東京法務局人権擁護部第二課
 ☎03（5213）1234

総務課からのお知らせ

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、

「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

11月は新島に加え、式根島でも相談を行いますので、是非ご利用ください。

【新島】

●日時

平成28年11月11日（金）

午前10時～午後2時

●場所

新島村住民センター

【式根島】

●日時

平成28年11月

（日程については決定次第放送にてお知らせします。）

●場所

式根島開発総合センター

交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合もあります。その際は何かでご容赦ください。予約は

不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03(3353)9191

平日午前9時～午後5時
（正午～午後1時を除く）

新島老人ホームからのお願い

ホームでは、入所者様の排泄介助の際に「ウエス」「新聞紙」を使用しています。

衣替えや大掃除の際、処分されるタオルや綿製品の衣類、古新聞紙などありましたら、ご寄付いただければ幸いです。

ご連絡いただければご自宅まで取りに伺います。



☎(5)1612 新島老人ホーム

裁判員制度

まもなく名簿記載通知を発送します！

■裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成29年の名簿に登録される人数は、全国で約23万3600人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約456人に1人）。

■裁判員候補者名簿記載通知について

平成29年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成30年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものです。お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出いただくことも、裁判所で行われる選任手続きの際に辞退を申し出いただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

みんなの力で防ごう児童虐待 11月は児童虐待防止推進月間です

■「しつけのつもり…」は言い訳

たとえ親の愛情に根ざしたしつけだったとしても、それが子どもの心や体を傷つけるものであれば、虐待になります。親の都合や思いだけではなく、子どもの立場から考えることが大切です。

■虐待はあなたの周りでも起こりうる。

虐待をする親たちの背景には、様々なストレスや葛藤があります。そして、苦しんでいても助けを求められずにいます。親を非難するだけではなく、家族を支援していくことが必要です。

■ひとりで抱え込まない。

子どもへの虐待は子育ての不安から始まる 경우가よくあります。それは決して特別なことではありません。一人で悩まないで、信頼できる人や相談機関へ相談してください。

■「おかしい」と感じたら迷わず連絡

あなたの一言が子どもと親を救うきっかけになります。相談を受けた機関では、誰が連絡してきたかなどの個人情報や秘密を守る義務があります。連絡は匿名でも結構です。

【相談・連絡先】

新島村子ども家庭支援センター 5-1856
 児童相談所全国共通ダイヤル 189(イチハヤク)番へ(近くの相談所につながります。)
 緊急の場合 警察 110番通報

広報にうごまはしません

■お引越しされる方へ

皆さんと行政をつなぐ「広報にいじま」。毎月皆さんのご家庭にお届けしています。が、村内で住所の変更があった場合には、役場の企画調整室までお知らせください。

また、島外へお引越しされる方で、引き続き広報にいじまを購読したい方は、

①新住所

②お名前

③送料の90円切手12枚

(1年間の定期購読の場合)

を、役場の企画調整室までお持ちください。

■大家とインキョの2部、配布して欲しい

企画調整室までご住所とお名前をご連絡ください。次号から2部配布するよう手配をいたします。

■掲載された写真が欲しい

紙面に掲載された写真はもちろん、それ以外にも色々な写真があります。

データ・写真紙印刷どちらも可能です。写真紙の場合は、原則1枚まで無料プリントとなります。

■結婚・出産された方へ

ご結婚やご出産をされた方で、広報にいじまに掲載しても良いとお考えの方は、企画調整室までご連絡ください。

【問い合わせ】

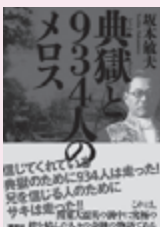
企画調整室

☎(5)0240内線203

メール kouhou@nijjima.com

■住民センター図書室から新刊のご案内

坂本 敏夫



池上 彰



永岡書店編集部



- ★ポイズンドーター・ホーリーマザー
- ★コンビニ人間
- ★希望荘
- ★カエルの楽園
- ★精鋭

湊 かなえ
 村田 沙耶香
 宮部 みゆき
 百田 尚樹
 今野 敏

■本村住民センター図書室の利用時間
 午前9:00～午後5:00(年末・年始をのぞく)
 *新刊の貸し出しなど、
 教育委員会へお問い合わせください。
 ☎教育委員会 5-0203 直通